

## 優良クレーン関係業務従事者の表彰内規【抜粋】

一般社団法人日本クレーン協会近畿支部

令和2年7月10日施行

優良クレーン関係業務従事者の表彰については、この内規に定めるところによる。

### 1 目的

クレーン等の災害防止活動の推進に功績があった者に対し支部長表彰を行い、その努力を讃（称）えるとともに広く一般に周知することにより、安全意識の高揚を図る。

### 2 表彰の区分

- (1) クレーン等運転業務従事者
- (2) 玉掛け業務従事者
- (3) クレーン等整備従事者
- (4) 特別表彰

### 3 表彰の範囲

次の各号をすべて具備し、4の表彰の基準に該当するものとする。

- (1) 本会の会員事業場の従業員であること。
- (2) 同一会社に15年以上勤務していること。（4の(4)特別表彰を除く。）  
ただし、会社合併、系列会社との人事異動等の場合は、同一会社とみなすものとする。
- (3) 満40歳以上であること。（4の(4)特別表彰を除く。）

### 4 表彰の基準

- (1) クレーン等運転業務従事者

イ クレーン等運転士

次の各項のすべてに該当する者とする。

なお、労働安全衛生法第60条の2に基づく安全衛生教育を受講している者であることが望ましい。

- (イ) クレーン・デリック運転士免許（クレーン限定免許、床上運転式クレーン限定免許を含む。）及び従前のクレーン運転士免許並びに移動式クレーン運転士免許取得者（以下「クレーン等運転士」という。）であって、免許取得後15年以上経過し、そのうち運転の実務が10年以上であること。
- (ロ) 過去において、自己の運転に関連する災害（休業及び労働安全衛生規則第96条に定める事故をいう。以下同じ。）を発生させていないこと。

(ハ) 責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

ロ 床上操作式クレーン運転技能者

次の各項のすべてに該当する者とする。

なお、労働安全衛生法第60条の2に基づく安全衛生教育を受講している者であることが望ましい。

- (イ) 床上操作式クレーン運転技能講習又は床上操作式クレーン運転技能特例講習（以下「床上技能講習」という。）を修了後15年以上経過し、そのうち運転の実務が10年以上であること。
- (ロ) 玉掛け技能講習を修了していること。
- (ハ) 過去において、自己の運転に関連する災害を発生させていないこと。
- (ニ) 責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

ハ 小型移動式クレーン運転技能者

次の各項のすべてに該当する者とする。

なお、労働安全衛生法第60条の2に基づく安全衛生教育を受講している者であることが望ましい。

- (イ) 小型移動式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能特例講習（以下「小型移動式技能講習」という。）を修了後15年以上経過し、そのうち運転の実務10年が以上であること。
- (ロ) 玉掛け技能講習を修了していること。
- (ハ) 過去において、自己の運転に関連する災害を発生させていないこと。
- (ニ) 責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

(2) 玉掛け業務従事者

次の各項のすべてに該当する者とする。

なお、労働安全衛生法第60条の2に基づく安全衛生教育を受講している者であることが望ましい。

イ 玉掛け技能講習修了後15年以上経過し、そのうち玉掛け作業の実務が10年以上であること。

ロ 過去において、自己の玉掛け作業に関連する災害を発生させていないこと。

ハ 責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

(3) クレーン等整備従事者

次の各項のすべてに該当する者とする。

ただし、イまたはロについてはどちらか一つに該当すればよい。

- イ クレーン等運転士の免許を有し又は床上技能講習又は小型移動式技能講習を修了し、クレーン等の点検修理保守管理業務に10年以上従事していること。
- ロ クレーン等安全規則に係るエレベーターおよびリフトまたはゴンドラの点検修理保守管理業務に10年以上従事していること。
- ハ 過去において、自己の整備業務に関連する災害を発生させていないこと。
- ニ 責任観念旺盛にして、作業成績、勤務成績が顕著で他の模範となるもの。

#### (4) 特別表彰

- イ 過去1年間において、クレーン災害を未然に防止し、多大の貢献があったと認められるもの。
- ロ 過去において、クレーン等の構造・使用・維持管理について、発明・考案・改良等を行い、事業場または業界に顕著な功績があった者。
- ハ 支部の運営に、多大の功績があったと認められる者。